七十六　処分上制約のない資産　連結貸借対照表に計上されている資産のうち、イからホまでに掲げる要件又はヘに掲げる要件を満たすものをいう。 ［イ～ホ　略］ ヘ　中央銀行等若しくは中央政府以外の公共部門への預け金又は次に掲げる者に対して担保として用いるためにあらかじめ差し入れた資産であって、基準日時点において担保として実際に用いられていないもの（担保として実際に用いられているものが契約において特定されない場合にあっては、銀行持株会社又は連結子法人等が担保として用いられていないとみなす任意の資産でその額が担保として実際に用いられていない額以下の額であるもの）であること。 ［(1)・(2)　略］ (3)　中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十四項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者 七十七　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	七十六　［同上］ ［イ～ホ　同上］ ヘ　［同上］ ［(1)・(2)　同上］ (3)　中央清算機関（自己資本比率告示第一条第七号の二に規定する中央清算機関をいう。以下同じ。）、資金清算機関（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十一項に規定する資金清算機関をいう。第十四条第九号ハにおいて同じ。）、振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項に規定する振替機関をいう。同号ハにおいて同じ。）その他専ら資金及び有価証券の決済、清算又は振替を業として行う者 七十七　［同上］

○金融庁告示第二十五号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第一条の三第一項第五号イの規定に基づき、登録商標を次のように定め、令和八年六月一日から適用する。

令和八年五月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

資金移動業者に関する内閣府令第１条の３第１項第５号イに規定する金融庁長官が定めるものは、次の表の商標権者欄に掲げる者の登録商標（同表の適用除外欄に掲げるものを除く。）とする。

項	商標権者	適用除外
1	アメリカン　エキスプレス　マーケッティング　アンド　デベロプメント　コーポレーション	
2	株式会社ジェーシービー	ＪＣＢ　ＰＲＥＭＯに係るもの
3	ダイナース・クラブ・インターナショナル・リミテッド	
4	ディスカバー、ファイナンシャル、サービシーズ	
5	ビザ・インターナショナル・サービス・アソシエーション	
6	マスターカード　インターナショナル　インコーポレーテッド	
7	CHINA UNIONPAY CO., LTD.	

○金融庁告示第二十六号

資金移動業者に関する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四号）第二十一条の十三第七号イの規定に基づき、金融庁長官の指定する債券を次のように定め、令和八年六月一日から適用する。

令和八年五月二十二日

金融庁長官　伊藤　豊

第一条　資金移動業者に関する内閣府令第二十一条の十三第七号イに規定する債券は、次に掲げるものとする。

一　地方債証券
二　政府保証債券
三　国民生活債券
四　住宅金融公庫債券
五　農林漁業金融公庫債券
六　中小企業債券
七　公営企業債券
八　沖縄振興開発金融公庫債券
九　沖縄振興開発金融公庫財形住宅債券
十　沖縄振興開発金融公庫住宅宅地債券
十一　国際協力銀行債券
十二　日本政策投資銀行債券
十三　放送債券
十四　道路債券
十五　緑資源債券